秋田県告示第676号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成28年12月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

		氏	名	施術所の名称		施術所の住所	変更年月日
旧	高	橋	留美子	Воdу	m o m u	大仙市大曲通町3-5 エクセル101	平成28年11月1日
新						大仙市大曲金谷町21-3	
旧	竹	村	由香	Воdу	m o m u	大仙市大曲通町 3 - 5 エクセル101	平成28年11月1日
新						大仙市大曲金谷町21-3	